團結せねばならぬもので、いやいやながら安閑を措く
能はざるならう、第一に、労働代表及び顧問選出に関す
る件は、鈴木文治を代表に久能實吏を顧問に、他の
一名は、中央委員に一任と決、確定一致
第三項目は、八時間制實施の件及議題第九、第十、第十二
項を一括して、之が貫徹を期する為め決議文起草委員を
右七名選出し、作製する事に決定し了、
三、労働組合法に対する論議の態度決定の件
一、
中央委員へ一任
四、労働者保護法制に関する件、
決議文起草委員へ七名を挙げ之が選定を
中央委員に一任

五、閉會 午後五時廿分、
要するに第二回理事會議とかゝるを第二回海軍居留
労働総同盟より全代表會議と云ふ名前に於て
開催することになつた、何が故なるかを知らぬが多分以
前は、理事會又でやつて居つたが、第一回、理事會に規
約が改正され、理事會は、代表と云ふ名に換へられ
たに對して斯く命名されたのであらう。
長門要三運動員策動の件、
會議の首前から一月位頃から長門要三氏の運
動が入り及び出る事に策動して居ると云ふことは、
實に訓令すると、先般一の耳に這入つた、
然しても言ふ風に策動して居るかは、知らぬ模様なか